

事務連絡

平成25年7月26日

各 

都道府県 市町村
-------------

 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

### 複合型サービスの推進について

日頃より、介護保険行政の推進にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年度に創設された複合型サービスについては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る重要なサービスであり、国ではその更なる推進に向けてその普及に努めているところです。

そのため、この度、平成24年度老人保健健康増進等事業「複合型サービスの効果的な運営に係る調査研究事業」（実施主体：みずほ情報総研株式会社）において、別添「複合型サービス事業所のご案内」を作成し、複合型サービスの概要、事業所運営の事例紹介等をまとめましたので送付いたします。

本パンフレットについて管内事業所に情報提供いただくとともに、複合型サービスの開設支援に御活用いただくなどして、管内の複合型サービスの普及に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、そうした管内における複合サービスの普及の検討に当たり、介護保険事業計画における複合型サービスの指定申請の取扱いについて、平成24年3月16日付「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）」（参考資料）において周知したところですが、改めて御連絡いたします。

（パンフレット掲載場所）

「複合型サービスの効果的な運営に係る調査研究事業」

（平成24年度老人保健健康増進等事業 みずほ情報総研株式会社）

[http://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw\\_kaigo2013.html](http://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2013.html)

照会先 厚生労働省老健局老人保健課

猿渡・小田（内線3989）

電話：03-5253-1111（代表）

03-3595-2490（夜間直通）

平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (平成24年3月16日)

○ その他

問155 市町村の介護保険事業計画に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を位置付けていない場合、定期巡回・随時対応サービスに係る指定申請を拒否することはできるか。

(答)

地域密着型サービスの指定をしないことができるのは、

- ① 介護保険事業計画において定める日常生活圏域内等における必要利用定員総数に既に達しているときなどにおける、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設に係る指定申請
  - ② 定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスについて、公募指定を採用している場合における、当該公募によらない指定申請、
- に限られ、これらの場合以外の地域密着型サービスの指定については、指定の拒否をすることはできない。

※ 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ & A (平成18年9月4日) 問40は削除する。